

大雪時における訪問事業者 お助け駐車場制度 運用マニュアル

－ 訪問事業者向け Ver. －

株式会社

セブン-イレブン・ジャパン

×



秋田県

令和4年12月

(第1版)

秋田県健康福祉部医務薬事課



©2015 秋田県んだっチ

《 目 次 》

1	はじめに	1
2	運用の流れ	2
	A：事前届出の流れ	3
	B：駐車場利用の流れ	6
3	よくある質問	9
4	お問い合わせ先	9

1 はじめに

秋田県は国内でも有数の豪雪県です。豪雪地帯対策特別措置法により県内全域が豪雪地帯に、うち13市町村が特別豪雪地帯に指定されています。

県内では、大雪時において、生活道路の除排雪作業に遅れが生じ、訪問診療、訪問看護、訪問介護の車両を駐車できずに、サービスの提供が難しくなることがありました。



このたび、大雪時においても訪問サービスを継続することができるよう、株式会社セブンーイレブン・ジャパンの御協力をいただけることになりました。

なお、秋田県と株式会社セブンーイレブン・ジャパンは、平成25年7月に包括連携に関する協定を締結し、高齢者・障がい者支援や災害対策等について、連携体制を構築することで合意しております。



今回のマニュアルは大雪時において、地域の訪問事業者が各店舗・加盟店の駐車場を臨時に利用するためのマニュアルです。

ぜひ、ご活用ください。

A：事前届出の流れ

A - 01. 【事業者 → 県】利用を希望する店舗等の届出

秋田県HP『美の国あきたネット』専用ページ（コンテンツ番号：**68870**）で
必要事項を入力

① 「**68870**」と入力



② 検索

③ 申込フォームへ遷移します。

入力項目

- ☐ 事業者名
- ☐ 担当者名
- ☐ 連絡先①（電話番号）
- ☐ 連絡先②（緊急連絡先）
- ☐ 連絡先③（E-mail アドレス）
- ☐ 訪問サービス類型
- ☐ 利用を希望する店舗名
- ☐ 訪問サービスに使用する車種・車両ナンバー
- ☐ 備考

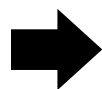
訪問事業者



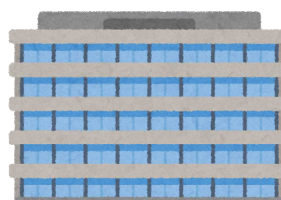
県 HP



届出



県庁



A - 02. 【 県 → セブン-イレブン本部 → 店舗 】 希望店舗の承諾

訪問事業者からの届出内容を県がとりまとめ、セブン-イレブン本部を通じて希望店舗に対し、駐車場利用の御協力を依頼します。

① 【 県 → セブン-イレブン本部 】

申込フォームから届出のあった希望店舗について、県がとりまとめを行い、セブン-イレブン本部に対してデータを提出します。

② 【 セブン-イレブン本部 → 店舗 】

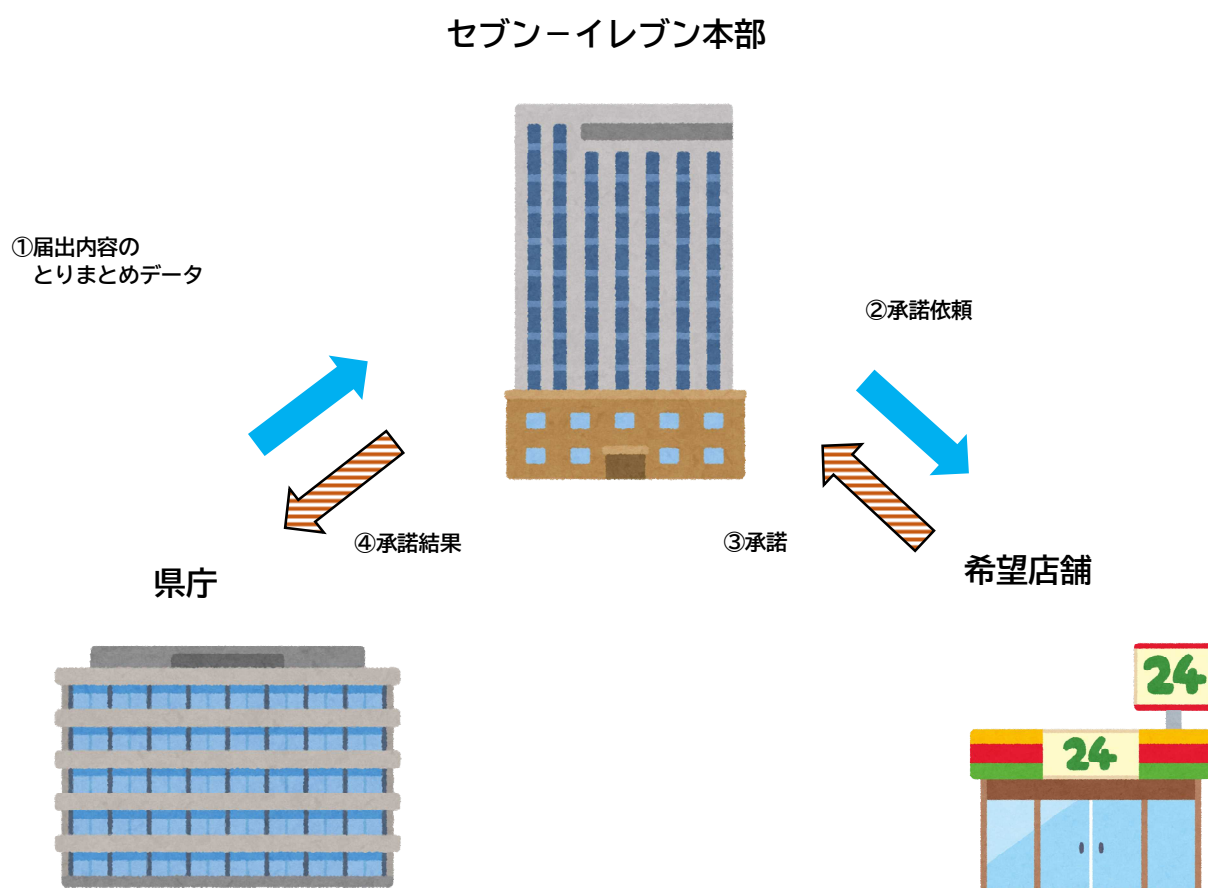
利用を希望する店舗に対して、セブン-イレブン本部から御協力を依頼します。

③ 【 店舗 → セブン-イレブン本部 】

御協力いただける店舗は、セブン-イレブン本部へ承諾の回答をします。

④ 【 セブン-イレブン本部 → 県 】

③の承諾回答があった店舗をセブン-イレブン本部がとりまとめ、県へデータ提出します。



A - 03. 【 県 → 事業者 】 承諾通知・駐車場利用証の発行

希望店舗から協力回答があった訪問事業者に対して、県から通知文・駐車場利用証をお送りします。



※この制度によって駐車している車両であることを明らかにするため、
ダッシュボード等の見える位置に【利用証】を掲示してください。

A：事前届出の流れ については、これで手続き完了です。

▶▶▶ 利用当日の詳細については、次ページ以降に記載している

B：駐車場利用の流れ をご確認ください。

B：駐車場利用の流れ

B - 01. 大雪により駐車が難しい場合

大雪により、訪問事業者が車両を駐車する場所を確保することが困難なときに限り、本制度を利用することが可能となります。

⚠ 注 意 ⚠

日常的に、コンビニ駐車場を利用することが可能となる制度ではありません。除排雪作業の遅れ等によって、訪問サービスを行う居宅の近くに駐車できない場合に限り、訪問事業者が駐車場の利用を依頼します。



B - 02. コンビニ店舗へ駐車場利用依頼

利用を希望する店舗へ来店し、店舗駐車場の利用を依頼します。



訪問事業者

〇〇医院です。
大雪のため駐車場を
●時間程度使用させて
いただけないでしょうか。

【利用可能な場合】
はい、大丈夫です。

【利用が難しい場合】
申し訳ございません。
駐車場に余裕が無いため、
ご遠慮願います。

セブン-イレブン
各店舗



⚠ 注意① ⚠

- 店舗の状況によっては、駐車場の利用が不可能な場合があります。
 - ・店舗利用者が多く混雑しており、協力が難しい
 - ・駐車場の除排雪作業が遅れており、駐車場所が限られている等

⚠ 注意② ⚠

- 店舗によっては、この制度の運用に慣れていないアルバイト・パートタイム職員の方が対応する場合があります。
- 必要に応じて、店長やマネージャーなどにご確認いただくよう依頼してください。

⚠ 注意③ ⚠

- この制度の運用にあたり、店舗駐車場で発生した事故・トラブル等については、各店舗及び加盟店は一切責任を負いません。

B - 03. コンビニ店舗へ駐車場利用依頼

店舗駐車場へ駐車し、訪問サービスを実施します。



⚠ 注意① ⚠

- 駐車する際は、【利用証】※をダッシュボード等に掲示してください。

※本マニュアル P.5 をご参照ください。

⚠ 注意② ⚠

- 訪問サービスが完了し、店舗駐車場の利用を終了する場合には、店舗従業員に対してお声がけをお願いします。

利用終了時



〇〇医院です。
訪問サービスが終了しました。
駐車場を利用させていただき、ありがとうございました。



3 よくある質問

《 訪問事業者向け 》

Q-1 訪問サービス提供先に駐車スペースが無い場合、大雪時以外も制度を利用したい。

A-1 この制度は大雪の時に限り、利用可能です。
訪問サービスを実施できるように、株式会社セブン・イレブン・ジャパンから臨時に駐車場をお借りする制度です。 御理解・御協力をお願いいたします。

Q-2 届出を行ってから、承諾通知・利用証が送付されるまでの期間は。

A-2 約1～2週間を見込んでおります。
届出件数によっては、調整に時間がかかってしまう可能性がありますので、余裕を持って手続きをお願いいたします。

Q-3 店舗駐車場の利用について、電話で事前予約することは可能か。

A-3 電話での予約はできません。
大雪時には、店舗駐車場の状況がどんどん変わっていきます。
必ず店舗を来店し、利用できるか確認してください。

Q-4 駐車場の利用可能時間はどの程度か。

A-4 店舗の混み具合により異なりますので、店舗へ相談してください。
(長くとも、約1～2時間を見込んでおります。)
※各店舗の判断により、上記時間を超える利用を認めることは問題ありません。

《 店舗・加盟店向け 》

Q-5 予定していた利用時間を超えても、訪問事業者が戻ってこない。

A-5 車両のダッシュボード等に掲示されている【利用証】電話番号に、必要に応じて御連絡をお願いいたします。

4 お問い合わせ先

秋田県 健康福祉部 医務薬事課 政策・地域医療班

TEL：018-860-1406 FAX：018-860-3883

E-Mail：Imuyakujika@pref.akita.lg.jp

※土日・祝日や勤務時間外については、メールにてお問い合わせをお願いいたします。



©2015 秋田県んだっチ